

お客様各位

若葉が目にしみる季節となりました。

大型連休も終わり、経済政策「アベノミクス」の影響などにより、日本経済は少しずつではありますが元気を取り戻しているように思えます。

そんな中で、ホンダ（本田技研工業）が、2015年から世界最高峰の自動車レースである、フォーミュラ・ワン（F1）への復帰を表明しました。2008年秋のリーマン・ショック後に撤退して以来の参戦となるそうです。

ホンダの伊藤社長は、「日本が得意とする技術分野を生かすことで、日本全体が元気になることを期待している」と抱負を語っています。バブル崩壊後、日本企業は、その日本の誇るべき高度な技術力について、なにか自信を失いかけてきた気がします。これを覆そうとする一言！

また、今後のホンダの社内の影響について、「何か面白い会社、何かわくわくする会社、そういう雰囲気の会社にしたい。そんな企業活動に参加したいという若い諸君が増えることを切に望んでいる」と話しています。こんな企業が増えてきたら、日本の景気はどんどん良くなってゆくでしょう。

大手企業のチャレンジ精神、私たち中小零細企業も見習わなければいけませんね。

須黒会計インフォメーション

平成 25 年 6 月号

I N D E X

1. 【経営情報】 「修繕費」と「資本的支出」について
2. 【会計税務】 住宅取得等資金の贈与税非課税制度
3. 【ヒント・ヒント】 顧客創造
4. 【お役立ち情報】 経営体力診断のご提案
5. 【セミナー情報】 6月開催セミナーのご案内

1. 【経営情報】「修繕費」と「資本的支出」について

事業をしていると店舗などの修繕をすることがあります。その時に「修繕費」なのか、それとも「資本的支出(資産となる支出)」のどちらの区分けになるかで利益の計算に大きな影響を与えることになります。

「修繕費」となる場合は支出した金額をその期に一度に損金にすることができます。しかし「資本的支出」は減価償却資産となりその期に一度に損金にすることが出来ず、耐用年数によって按分され損金となります。100万円の支出がその期の損金なるか、それとも耐用年数で按分され10万円の損金になるのかでは大きな差がありますよね。

今回はその区分けをどのような考え方で行うのかを見ていきます。

まずは「修繕費」の基本的な考え方がどういうことか申しますと、

1. 通常の維持管理費用
2. き損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
(基本通達 7-8-2)

となっております。

それではどのようなケースが修繕費になるかということ、建物の塗装費用(但し防水加工を新たにすることの価値が高まる塗装は含まない)であったり、壁紙の張り替え費用などの維持管理する費用にあたりません。

次に「資本的支出」の基本的な考え方

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額は、上記のとおり修繕費として支出した時に損金算入が認められます。

ただし、その修理、改良等が固定資産の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させるものである場合は、その延長及び増加させる部分に対応する金額は、修繕費とはならず、資本的支出となります。

修繕費になるかどうかの判定は修繕費、改良費などの名目によって判断するのではなく、その実質によって判定します。

例えば、次のような支出は原則として修繕費にはならず資本的支出となります。

- (1) 建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の金額
- (2) 用途変更のための模様替えなど、改造や改装に直接要した金額
- (3) 機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの金額のうち通常の取替えの金額を超える部分の金額

ただし、一つの修理や改良などの金額が20万円未満の場合又はおおむね3年以内の期間を周期として行われる修理、改良などである場合は、その支出した金額を修繕費とすることができます。

ここまでの説明ではポイントとなる点をお伝えしましたが、ケースによっては判断に悩む場合があります。特に金額の大きい支出の場合です。

しかし、金額の大小で区分けするではありません。上記で説明した塗装費用などは100万円を超えるものも少なくありませんがこのケースを見ても修繕費になることから、支出の中身が重要になるのです。

2. 【会計税務】住宅取得等資金の贈与税非課税制度

・住宅取得等資金の非課税制度

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たしているときは、非課税限度額までの金額について、贈与税の非課税制度の適用を受けることができます。

・非課税限度額

受贈者ごとの非課税限度額は、贈与年が平成25年の場合には、700万円(省エネ等住宅については1,200万円)、平成26年の場合には、500万円(省エネ等住宅については1,000万円)となっています。

・省エネ等住宅

省エネ等住宅とは、省エネ等基準に適合する住宅用家屋であることについて、住宅性能証明書、建設住宅性能評価書の写し等を贈与税の申告書に添付することによって、証明がされたものをいいます。

省エネ等基準とは、1・省エネルギー対策等級4相当であること、2・耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上であること、3・免震建築物であること、のいずれかをいいます。

・受贈者の要件

贈与を受ける人は、贈与を受けた時に贈与者の直系卑属(贈与者は受贈者の直系尊属)であること、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であること、贈与を受けた年分の合計所得金額が2,000万円以下であること、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用家屋の取得等を行うこと、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること、または遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること、など一定の要件を満たしていることが必要となります。

・住宅用家屋の取得等

住宅用家屋の取得等には、家屋の新築、取得、一定の増改築等が含まれ、その住宅用家屋の取得等とともにその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

なお、対象となる住宅用家屋は日本国内にあるものに限られ、登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が50平方メートル以上240平方メートル以下で、その家屋の床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されるものであること、中古住宅取得の場合には、取得日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたものであること、増改築等の場合には、工事に要した費用の額が100万円以上であること、など一定の要件を満たしていることが必要です。

・ 申告要件

この非課税制度の適用を受けるためには、贈与税の申告期間（贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで）内に、必要な添付書類を添えて贈与税の申告書を税務署に提出することが必要です。

なお、贈与を受けた額が非課税限度額を超えている場合には、その残額に対して、暦年課税の基礎控除（110万円）や相続時精算課税制度の特別控除（2,500万円）の適用を受けることができます。

3.【ヒント・ヒント】 **顧客創造**

戦いは、勝つ見通しをつけてから始めよ、と孫子は言っています。売れるということは買うお客がいるということ。マーケティングの結果、顧客の需要を発見できない場合でもあきらめてはいけません。顧客がなければ顧客を創り出す。一寸古いですが、その適例が、楽器メーカーの音楽教室の経営です。大衆に音楽を教え、その際に自社製の楽器を使わせれば、楽器の需要は増加し、しかも、人間は最初に接した楽器をその後も愛好する性格を持っているので、自社製品の顧客を創造できるのです。自動車メーカーの経営する自動車教習所も、これと同じ効果があります。これは、大橋武夫著「戦いの原則」PHP文庫からの一節です。

4.【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2. マネージメント・パワー（社長ご自身の経営行動診断）

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

5. 【セミナー情報】6月開催セミナーのご案内

[須黒会計事務所主催]

店舗ビジネス経営者向け！アベノミクス助成金セミナーのご案内

～ 35歳未満を1人雇うと145万円支給～

今年の3月から新しく始まったアベノミクス助成金について、わかりやすく解説致します。
ぜひお申込み下さい。

[セミナー要項]

日時:2013年6月18日(火) 10:00～11:30

講師:社会保険労務士 川崎 潤一氏

会場:日本橋公会堂 集会室 第1洋室 (東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目31-1)

参加費用:無料

募集定員:20名 応募多数の場合は先着順とさせていただきます

上記のセミナーの詳細は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.suguro-lead.com/mail/topics.html>

このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、
お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、
須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負
いかねます。

////////////////////

